

令和 7 年度

GNSSセンサー及び小型波浪計の海上設置等補助業務

特 記 仕 様 書

令和 7 年 8 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、福岡県苅田港近海に観測機器（GNSSセンサー及び小型波浪計）の海上設置業務、保守業務、及び回収業務を行うものである。

2. 履行場所

福岡県苅田港近海（海上作業）

3. 履行期限

契約締結日より令和8年11月27日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始は休日として設定している。

4. 支給材料及び寄託物件

（1）支給材料は、表4-1のとおりとする。

（2）受注者は、支給材料の受領後においては、適切な管理を行うものとする。

表4-1 支給材料

品名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
GNSS センサー	ソーラーパネル ×2、センサーボックス	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
小型波浪計	Spotter ブイ	台	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
GNSS センサー取付治具（浮標灯用）	鋼材製、耐塩加工	台	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による

5. 業務仕様

5-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省 港湾局 令和7年4月）」の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 福岡県苅田港周辺海域における業務内容

（1）GNSS センサー及び小型波浪計の設置業務

受注者は、苅田港沖合に位置する海上タワー周辺（図1）に設置された既存の航路標識ブイ（図2）に、支給されたGNSSセンサー一式（図3）を取り付ける。また、受注者は調査職員と協議の上で小型波浪計用の係留索の設計・製作を行い、海上タワー周辺海域に設置した係留索に小型波浪計（図4）を取り付ける。水深10m程度の海域に、概ね1年程度の設置期間を想定している。

具体的な実施項目は以下のとおりである。

- ・ 小型波浪計用の係留索の設計及び製作（図 4 参照）
- ・ 九州地方整備局苅田港湾事務所との設置工事に関する調整
- ・ 設置に必要な許可申請及び傭船手続き（傭船費用は受注者負担）
- ・ 海上における GNSS センサーの取り付け（図 2）及び小型波浪計の設置作業（図 4）

（２）GNSS センサー及び小型波浪計の保守管理業務

受注者は、苅田港沖合に設置した GNSS センサー及び小型波浪計の保守管理業務を行うこととする。時期は観測機器設置から履行期限までの期間に計 6 回実施、具体的な作業内容は下記の通りである（傭船費用は受注者負担）。

- ・ 小型波浪ブイ付着生物の除去、係留ロープの点検、SD カード交換等
- ・ GNSS センサー治具及び係留ロープの点検等
- ・ 灯標の交換

なお、小型波浪計の流出など緊急の保守管理作業が発生した場合は、履行期限の末日までに契約変更を行った上で実施するものとする。

（３）GNSS センサー及び小型波浪計の回収業務

受注者は、調査職員と協議の上で、履行期限前にすべての観測機器を回収することとする。本業務により生じた不用品は受注者の負担により適正に処分すること。



図 1 福岡県苅田港周辺海域

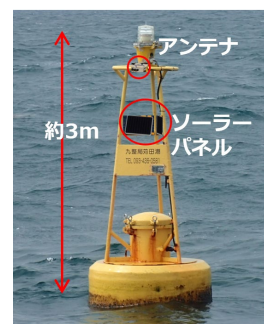


図 2 航路標識ブイ



図 3 GNSS センサー一式

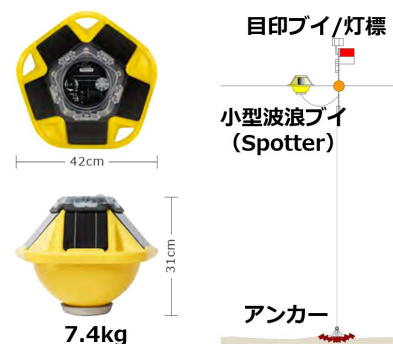


図 4 小型波浪計と係留索

5－4 報告書作成

- (1) 受注者は、上記 5－3 で行った作業内容等をまとめて報告書を作成することとする。
- (2) 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

5－5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回を行うものとする。なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

以 上